

# 飯田市と地元金融機関の連携

～環境金融による地域活性化の取組について～

長野県飯田市 市民協働環境部  
環境モデル都市推進課 塚平賢志

# 1 飯田市の概要

2 飯田市の地域政策・環境政策

3 飯田市再生可能エネルギーの導入  
による持続可能な地域づくりに関する  
条例

# 飯田市の概要



長野県南部、3千メートル級の南アルプスと中央アルプスが東西に聳え、中央を天竜川が南下する伊那谷に位置する飯田市。

鎌倉期の文献では、共同作業で農業をする「結い田」と表記され、その名が今日に至る。

安土桃山期には、小京都と呼ばれる今日の城下町の街区の原型が形成され、今日に至る。

「結い」による協働性を大切に育みつつ、特色ある山の暮らし、里の暮らし、街の暮らしが営まれている。

古来より伝わる特色ある民俗文化が、今も生活の中に息づく街である。

# 飯田市の概要

多様な自然・風土・文化

○面積	658.66km <sup>2</sup>
○人口(H27.3.31)	104,284人
○世帯数(H27.3.31)	39,358世帯
○標高(市役所)	499.02m
○日照時間(H25)	2,240.9時間
○森林面積(割合)	全市域の84.6%

伝統産業



街のシンボル  
りんご並木

多様な主体によるまちづくり

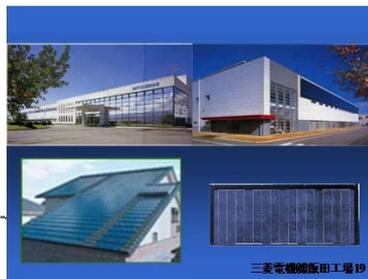


人形劇のまち

精密部品



環境産業

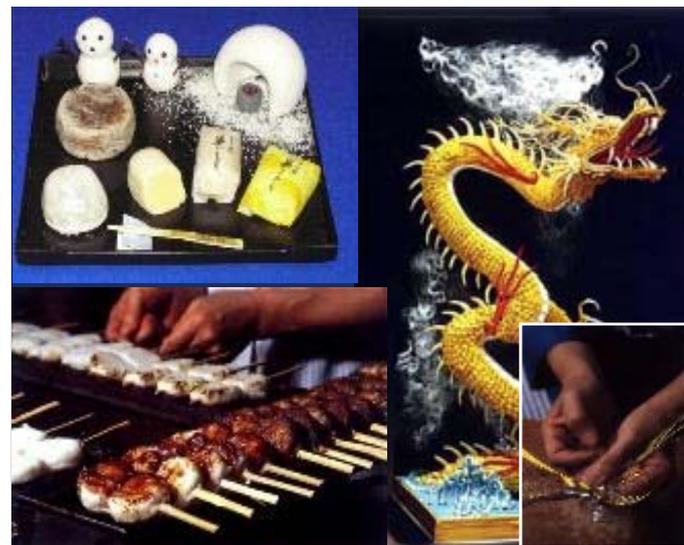


三菱電機飯田工場19

多様なものづくりの集積地

革製品

(ブランド名:  
南信州飯田工房)



市田柿



東京・大阪から  
高速道路で約4時間

※2027年リニア中央新幹線が  
開通すれば、東京から40分

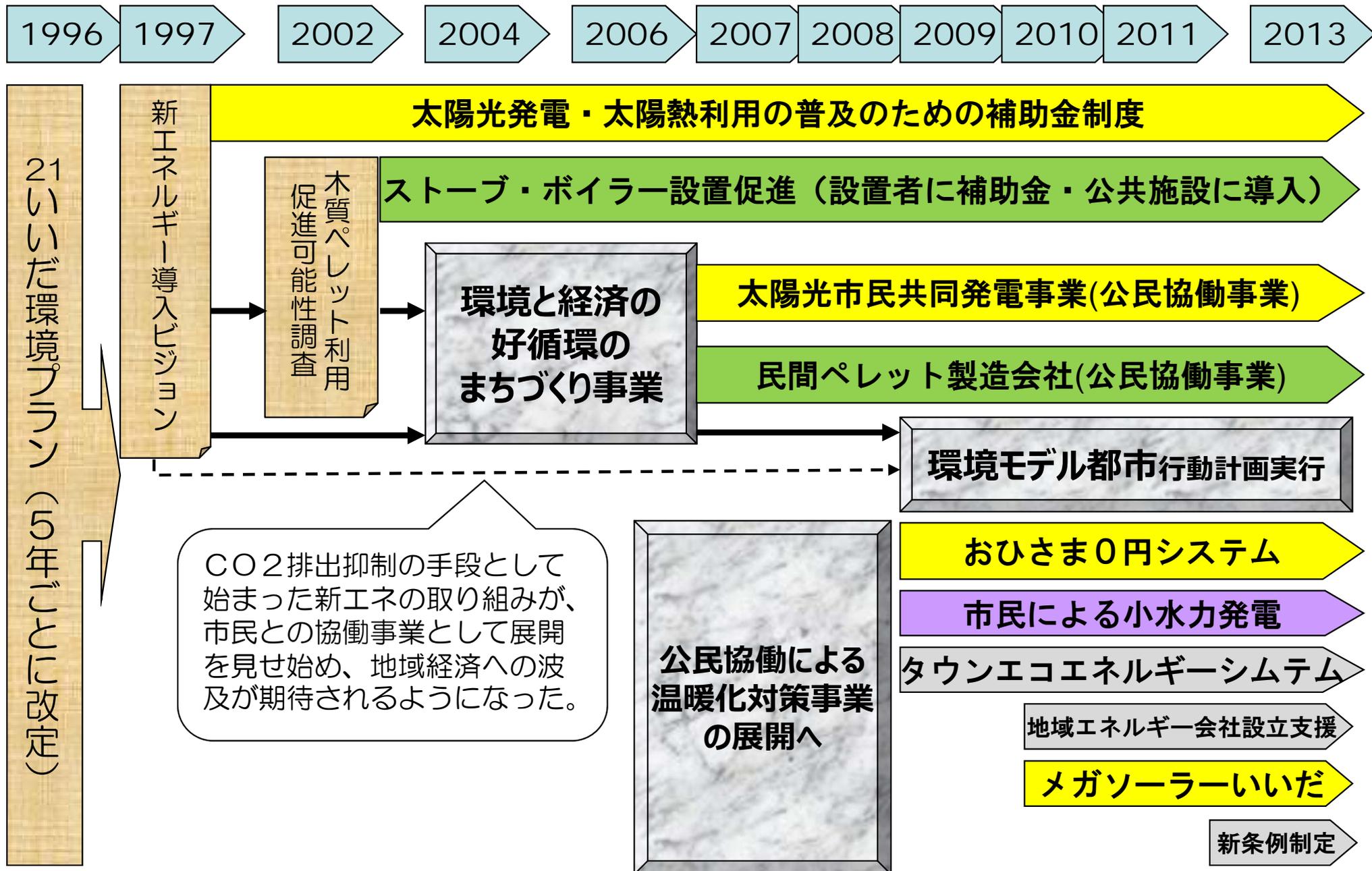


1 飯田市の概要

**2 飯田市の地域政策・環境政策**

3 飯田市再生可能エネルギーの導入  
による持続可能な地域づくりに関する  
条例

# 飯田市の新エネルギー政策年表



# 飯田市の温暖化対策・エネルギー政策の歩み



太陽光市民共同発電

H25 再エネ条例制定

上村の小水力発電PJ

地域環境権

マイクロ小水力発電研究

メガソーラーいいだ

H23 ◆環境首都コンテスト  
「明日の環境首都」

りんご並木のエコハウス

第3次 21'いいだ環境プラン

LED防犯灯の開発・設置

H21 ◆環境モデル都市選定  
◆環境首都コンテスト全国3位

H19

環境文化都市宣言



H28

# 環境と経済の好循環のまちモデル事業（平成のまほろば事業）

●全国自治体間のアイデアの競争による  
創意工夫の活性化

●地域の幅広い主体（住民・事業者・NGO・  
自治体等）による連携と協働

地域発の創意工夫を活かし環境保全をバネにした  
幅広い参加を得る特色あるまちづくりの実践

**二酸化炭素排出量の削減等を通じ環境を保全  
雇用の創出等による経済の活性化**

## 飯田市の取り組み 4つの柱

太陽光市民共同発電事業

商店街エスコ事業

ペレットボイラー・  
ストーブ導入事業

自然エネルギー大学校

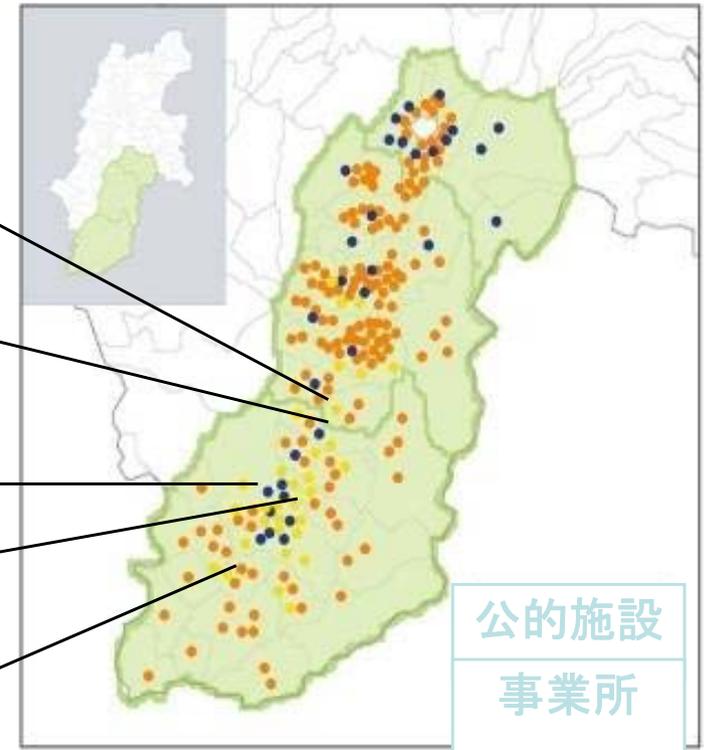
# 飯田発・全国へ！ おひさま発電所設置プロジェクト

おひさま進歩エネルギー  
H24  
地球温暖化防止活動  
環境大臣表彰を  
受賞！

平成16年、「おひさま進歩エネルギー(株)」との公益的協働事業として出発。全国の市民(意志ある出資者)、飯田市、地域の工務店等の協力を得て、市の施設、事業所の屋根を借りて、H25年度までに、合計1600kW、約253ヵ所の太陽光発電システムを設置。



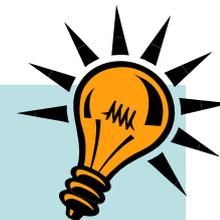
### 太陽光発電システムの設置 (電力の利用)



南信州地域を中心とした約150ヶ所の  
保育園・公民館・民間事業所等

民間事業者が主体になることにより  
市町村の行政区画を超えて  
長野県南部に広く展開

# 「屋根貸し太陽光発電事業」を成功に導いた要因



- 事業者（おひさま社）と飯田市との給電契約に特徴あり。  
飯田市有施設の屋根について、20年間にわたる行政財産の目的外使用許可を実施
- 結果的に、このことが事業の安定性を確保。市民ファンド事業の信用を獲得し、円滑な市中資金の調達につながった。
  - さらに、市中金融機関の融資に当たっての信用確保と融資決定につながった。

## 【太陽光市民共同発電事業（屋根貸し事業）の特徴】

☆20年にわたり、行政財産の「屋根貸し関係」を維持すること。

※行政財産の目的外使用許可、屋根のパネルからの電気の買入れ契約とも20年存続

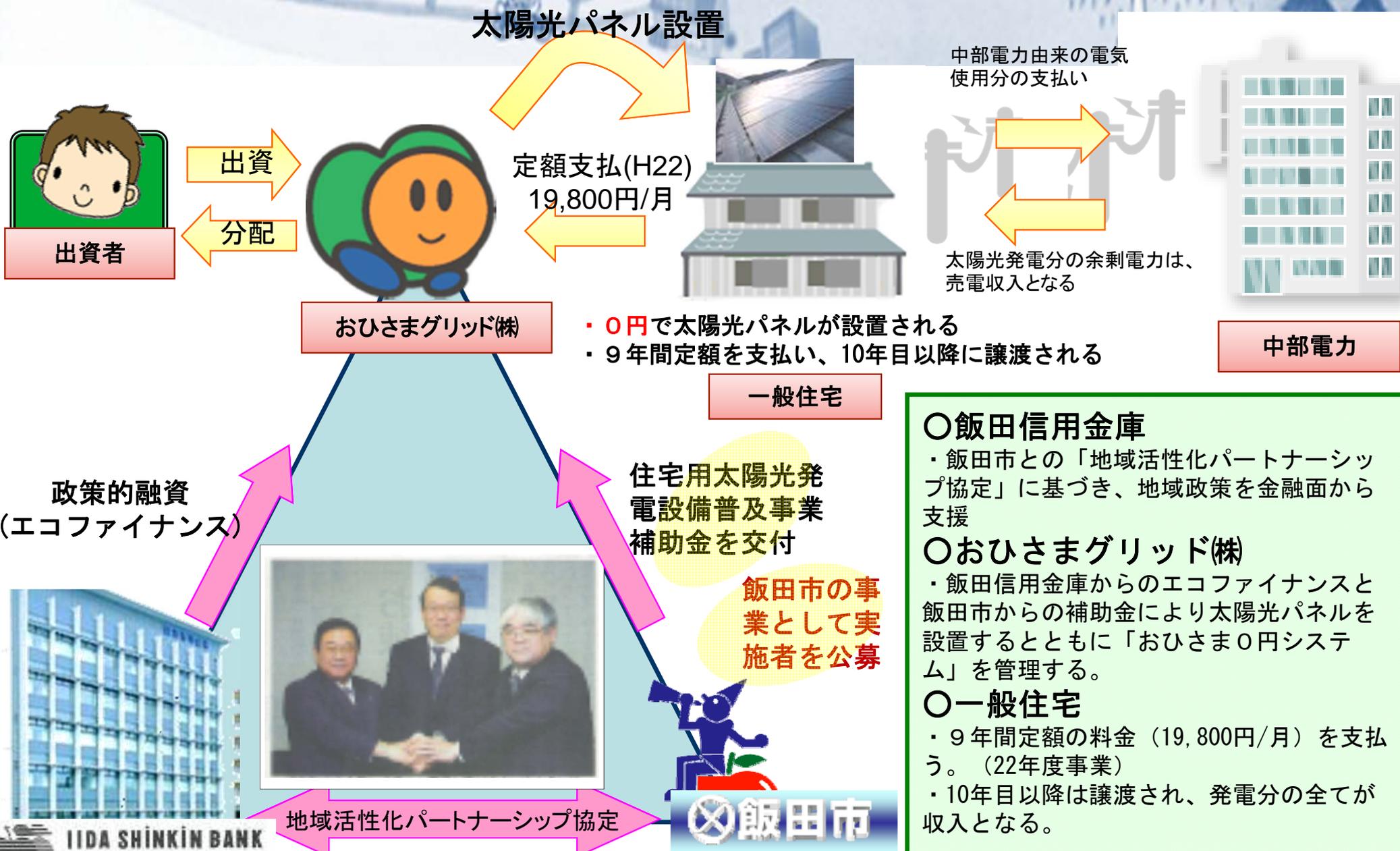
☆29円/kwhの電気の買取契約であること。

※当初は22円だったが、事情変更（買取制度の導入）を受け、29円に変更。

☆20年の契約期間の間には、施設の建替え、機器の移転等の発生が考えられるが、事業の公益的意図を念頭に、契約が継続できるよう、当事者で努力する規定などを盛り込んだ。

ゼロ

# おひさま<sup>ゼロ</sup>円システムのしくみ ~H21年度から実施~



出資  
分配

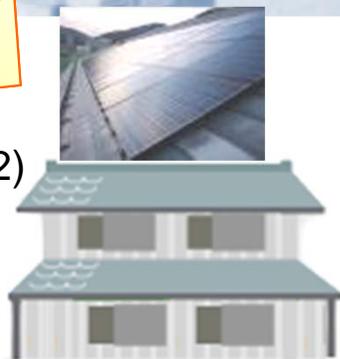
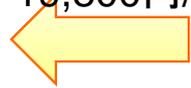


おひさまグリッド(株)

太陽光パネル設置



定額支払(H22)  
19,800円/月



一般住宅

中部電力由来の電気  
使用分の支払い



太陽光発電分の余剰電力は、  
売電収入となる



中部電力

- ・ 0円で太陽光パネルが設置される
- ・ 9年間定額を支払い、10年目以降に譲渡される

政策的融資  
(エコファイナンス)



IIDA SHINKIN BANK  
飯田信用金庫

住宅用太陽光発電設備普及事業  
補助金を交付



飯田市の事業として実施者を公募



飯田市

地域活性化パートナーシップ協定

**○飯田信用金庫**  
・ 飯田市との「地域活性化パートナーシップ協定」に基づき、地域政策を金融面から支援

**○おひさまグリッド(株)**  
・ 飯田信用金庫からのエコファイナンスと飯田市からの補助金により太陽光パネルを設置するとともに「おひさま0円システム」を管理する。

**○一般住宅**  
・ 9年間定額の料金 (19,800円/月) を支払う。(22年度事業)  
・ 10年目以降は譲渡され、発電分の全てが収入となる。

# 初期投資0円事業の拡大

2009年～

おひさま進歩  
0円システム

2014年～

おひさま進歩  
メガワット

A社  
初期投資0円事業

2015年

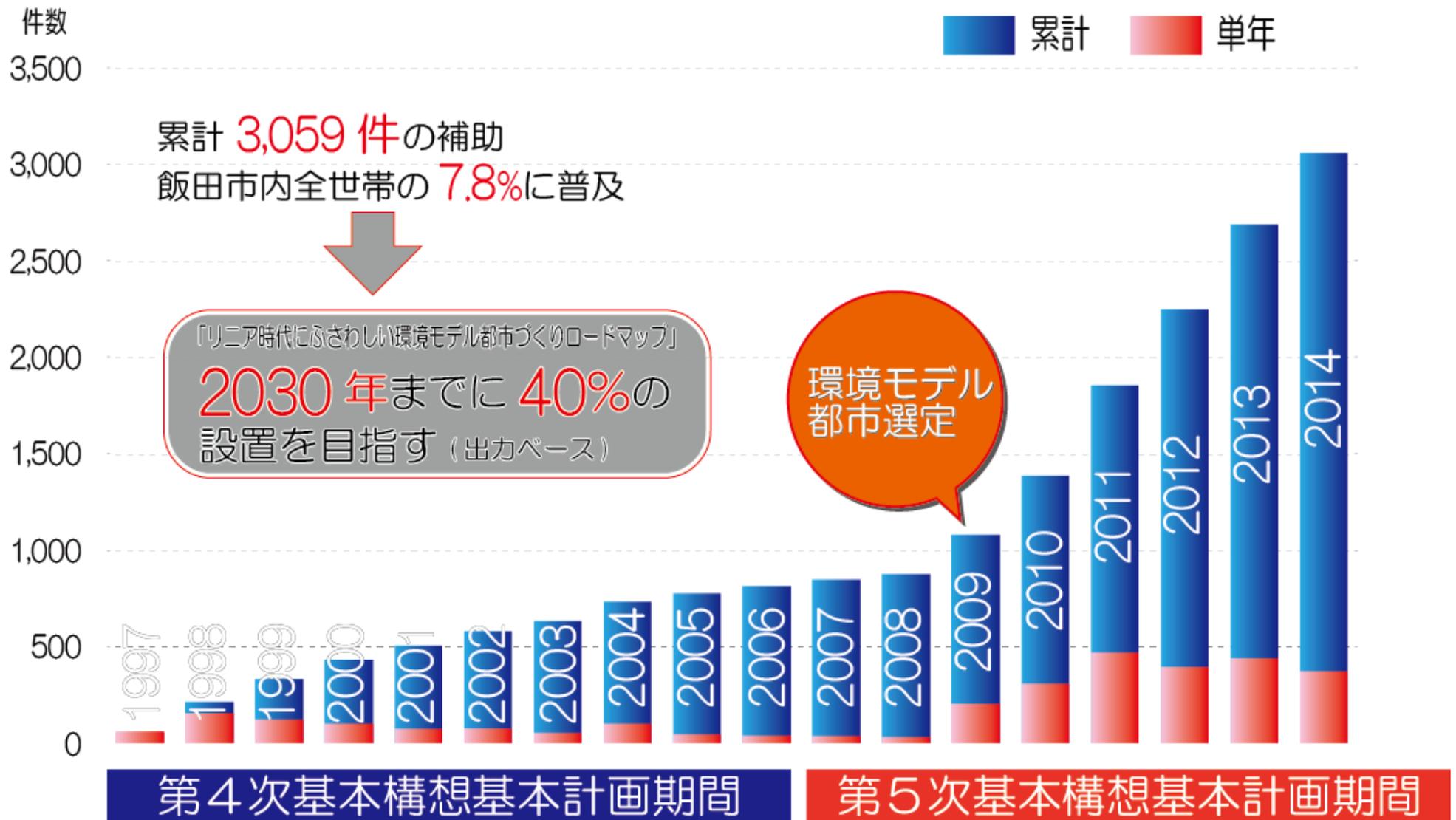
おひさま進歩  
0円システム  
プラス 2015

A社  
初期投資0円事業

B社  
初期投資0円事業

おひさま進歩の取り組みが地域内へ波及し、  
事業者の拡大へつながっている。

# 太陽光発電設備普及の推移



## 地域で行われる「小規模なプロジェクトファイナンス」の公益的意義

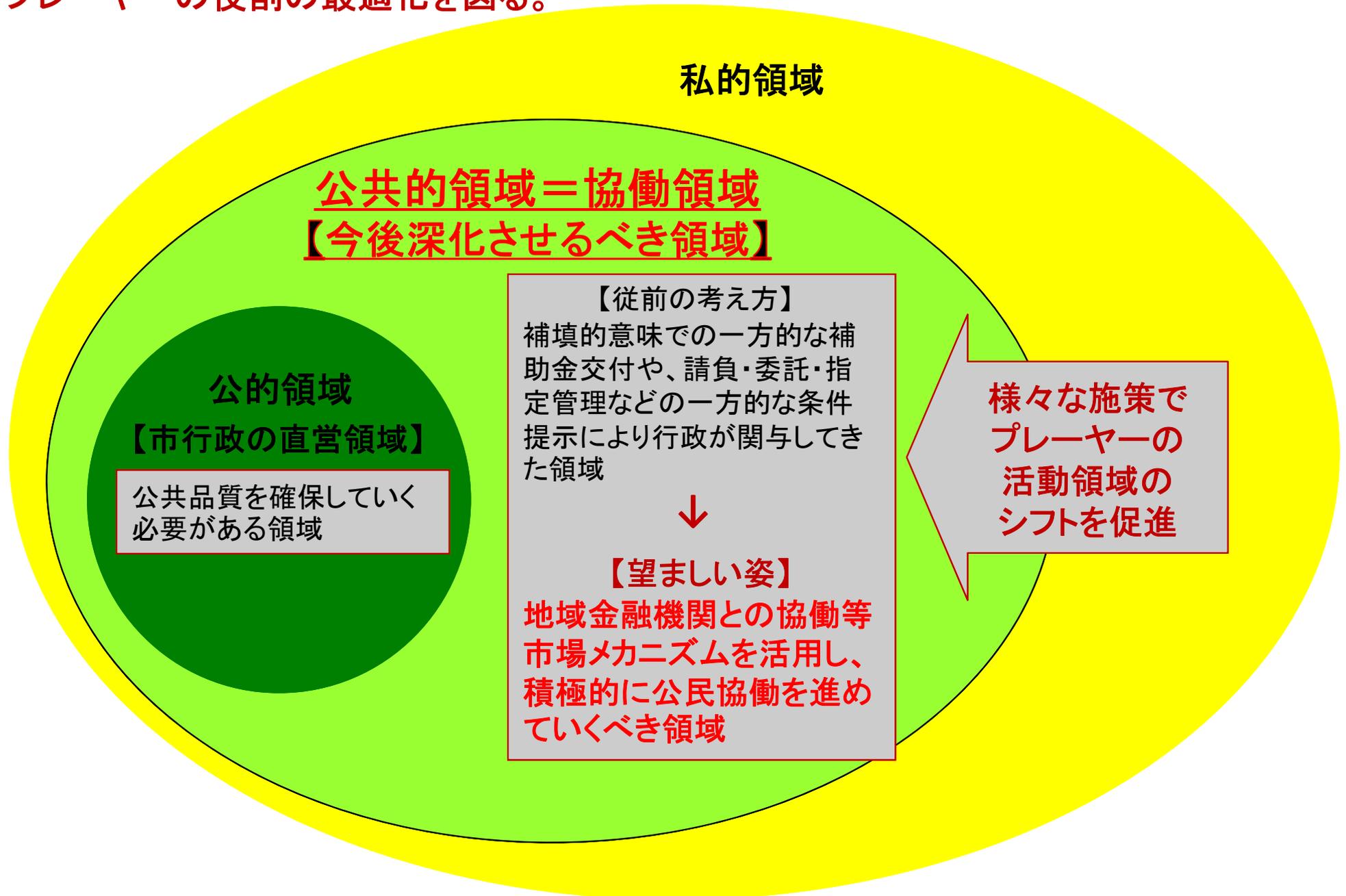
- 事業主体が行おうとする事業計画に対し、地域をよく知る地域の金融機関が第三者的に深くコミットしながら、コミュニティビジネスの安定運営化を図ることができる。
- 事業から将来発生する収益と、事業から生まれる物的資産に限定して担保に供する資金調達手法であり、地元の住民団体等の代表者個人が重ねて連帯保証をする必要がなく、代表者の負担感が少ない。
- 事業の計画や経済性を確実に作り込めれば、事業主体は、自らの財務内容や信用力に左右されずに、自律的な資金調達が可能。
- 事業を進める際のリスクの細分化と明確化が図られるため、事業主体が安定運営を行う素地を作ることにもつながる。

## 地域で行われる「市民ファンド」の公益的意義

- 機関投資家や、プロ・大口の投資家ではなく、再エネ事業が行われる地域の市民一人ひとりが、自分が使うエネルギーのグリーン化のために、自らリスクを取って投資をし、意思表示をし、実現させていく自治的な活動。
- FIT制度を背景に地域主体で行われるリスクの低い投資であり、資金調達のにも、事業が生むエネルギーを利用する面でも、多くの市民の参画を得ることができ、結果的に、様々な分野の需要も喚起し、地域金融など、広く地域の財貨循環の向上に貢献。トラックレコードの地域蓄積も。
- 地元市民の事業への理解と支持が前提となるため、地元にとって公益的な事業であれば資金調達もし易い状況が生まれ、新規のエネルギー事業をこの方向へ誘引することができる。こうした事業には、社会的な信用も生ずる。

# 飯田市が考える「公共」のイメージ

垂直的補完関係ではなく、水平的・相互的な補完が成立する社会的関係を構築し、プレイヤーの役割の最適化を図る。



1 飯田市の概要

2 飯田市の地域政策・環境政策

3 飯田市再生可能エネルギーの導入  
による持続可能な地域づくりに関する  
条例

# 地域環境権

「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を制定  
(H25.4.1)

目的 市域の豊富な再生可能エネルギー（再エネ）資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを実現

⇒再エネによる電気の全量固定価格買取制度(FIT)を地域で公共的に利活用する制度を構築

⇒再エネ資源の活用と市民・公共的団体等・行政とのかかわりを明確化

地域環境権

新たな概念

再エネ資源から生まれるエネルギーを市民共有の財産と捉え、  
市民には、これを優先的に活用して地域づくりをする権利がある。

市民を中心とする多様な主体が取り組む再エネによる地域づくり事業を公民協働事業として支援。

## 条例のポイント1 「地域環境権」を市民に賦与

太陽光、河川の水や空気などは、地域住民の皆さんが毎日の暮らしの中で恩恵を受けている資源です。これらの資源は、そこに暮らす住民の皆さんが優先的に活用すべきものであり、住民の皆さんの総有財産として、持続的に活用して地域づくりを進められるようにする必要があります。そこで条例は、市民の皆さんに「地域環境権」を保障し、地域の合意に基づき、この権利を行使してエネルギー事業を行う場合、市が様々な支援を実施することとしました。

## 条例のポイント2 公民協働のルール化

地域住民の皆さんが事業を行う場合は「認可地縁団体」などの地域自治組織が対象となります。また、地域の皆さんが主体的に企業等と協働して「地域環境権」を行使する場合も想定し、市は協働の相手方となる企業等を、その協働事業の範囲で「公共的団体」として認定した上で、両者が行う事業も支援することとしています。

いずれの場合も、地域環境権の行使は、他の住民による地域環境権や所有権の行使と調和を図る必要があり、地域的合意が必須となります。その上で、地域住民の持続可能な地域づくりに役立つような「公益的利益還元」を実施することが必要となります。

## 条例のポイント3 専門機関を通じた支援と公共品質の確保

市は、専門家で構成する第三者機関である「再生可能エネルギー導入支援審査会」を設置し、申請事業に対し、公益性や安定運営性について助言、提案をした上で、公共的・安定的な事業であることを認定し、申請事業内容を公表します。これを通じて、事業に対して客観的・公共的な信用付与を行い、市場からの資金調達の円滑化を図ります。

企業等との協働事業の場合には、企業等の環境価値の向上にも役立ちます。

## 条例のポイント4 認定事業に対する市の支援

審査会で審査した結果、公益性や安定運営性が十分であると判断された事業は「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として決定し、条例に従い、以下の支援を行います。

### (1) 継続性及び安定性のある実施計画の策定並びにその運営のために必要な助言

→ 事業運営の継続性や安定性を高めるため、専門家による助言を行います。

### (2) 初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与

→ 事業計画を公告することで、出資者や金融機関に対して情報公開を行います。また、市や専門家が、事業計画のお手伝いをするすることで、公的な信用補完を図ります。

### (3) 補助金の交付又は資金の無利子貸付け

→ 地域公共再生可能エネルギー活用事業を行うために必要となる調査設計費用について、必要に応じて、市の基金から最高1,000万円まで、無利子で貸し付けをします。

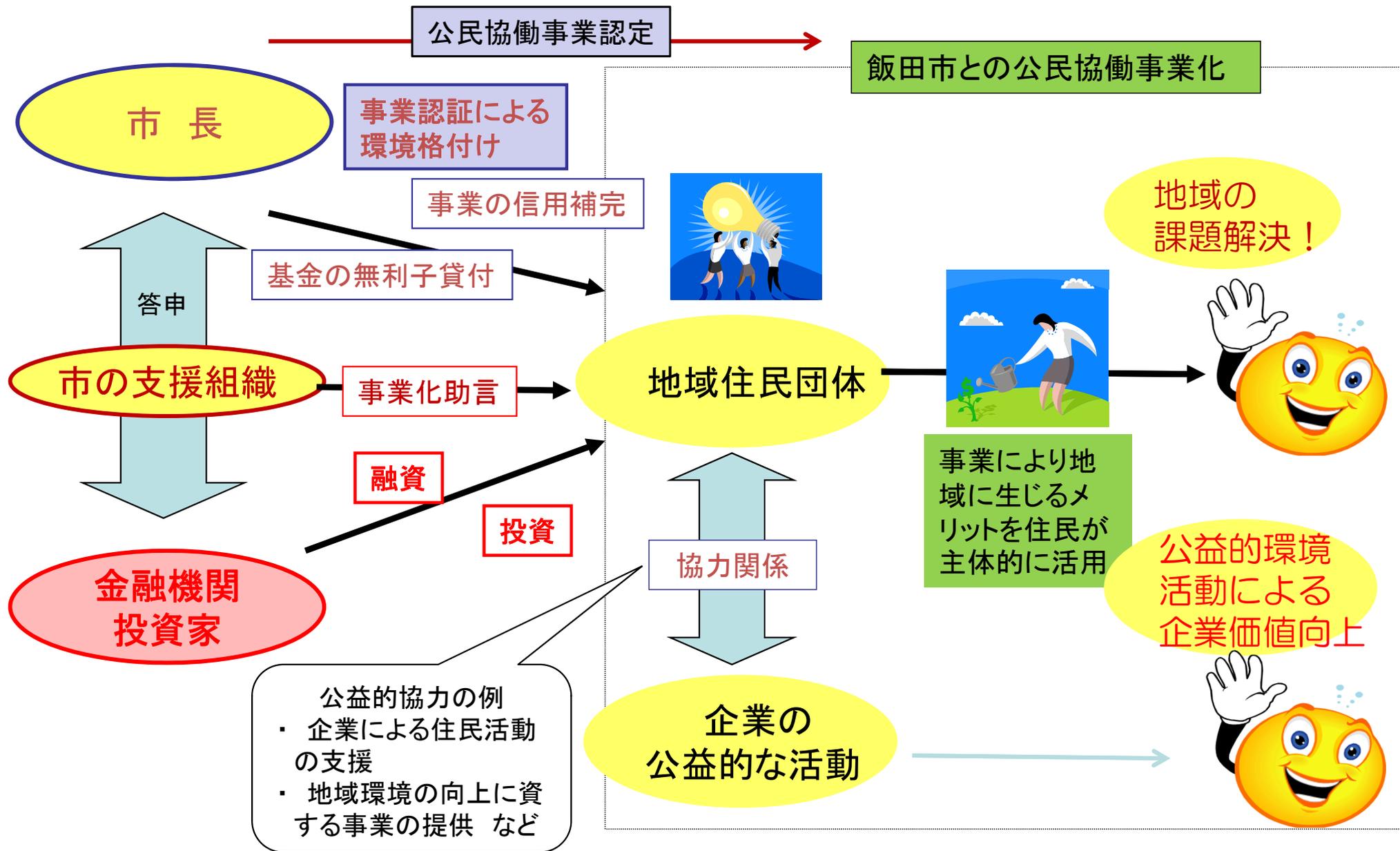
### (4) 市有財産を用いて事業を行うとする場合の当該市有財産に係る利用権原の付与

→ 市有財産を活用して地域公共再生可能エネルギー活用事業を行う場合は、無償での使用を許可します。

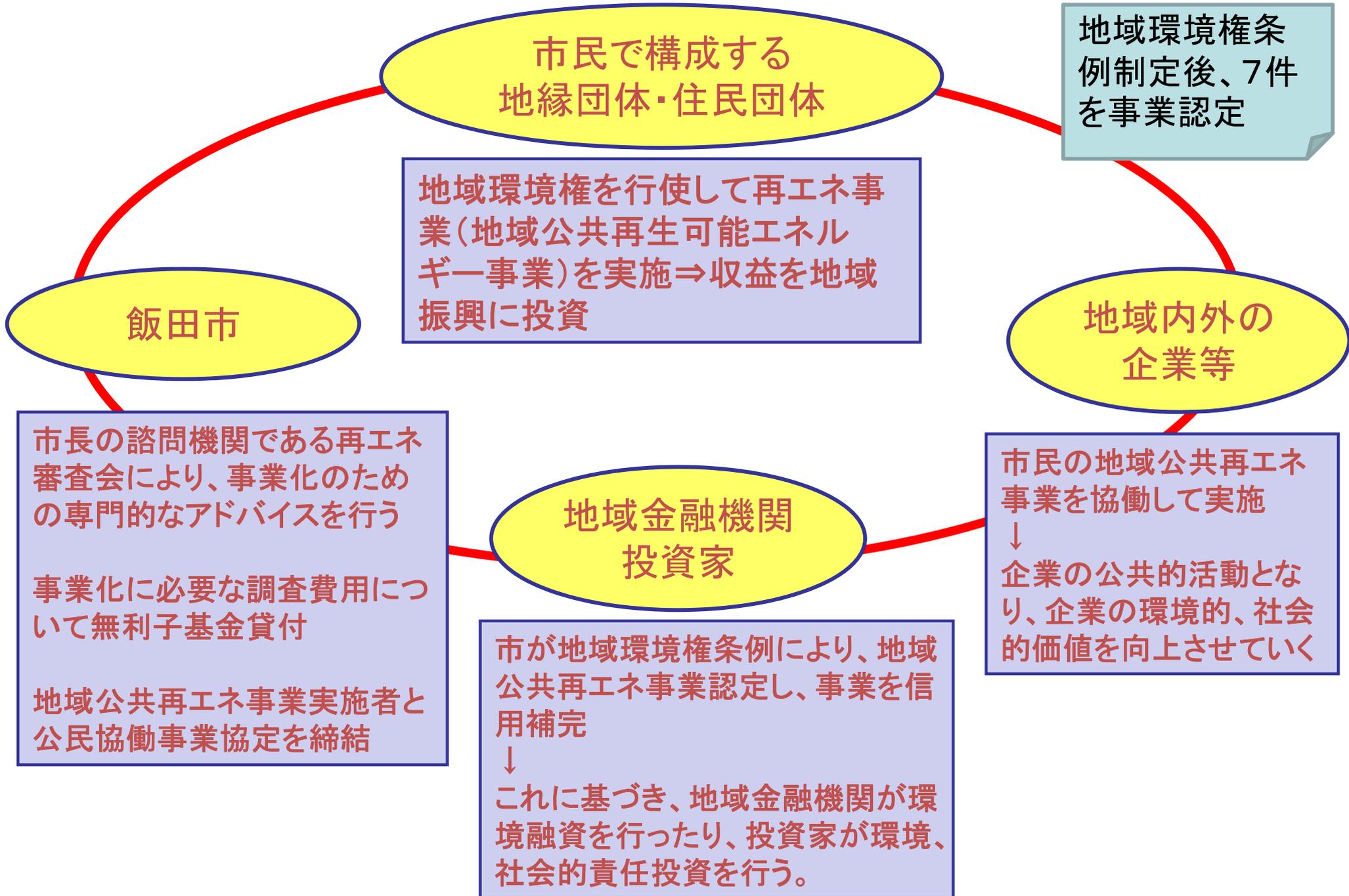
### (5) 事業が継続性及び安定性をもって運営されるために必要な指導、助言

→ 事業が的確に運営されるよう、事業期間中は継続的に専門家の助言を実施します。

# 地域公共再生可能エネルギー活用事業の組み立て



# 多様な主体の参画



# 飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会委員

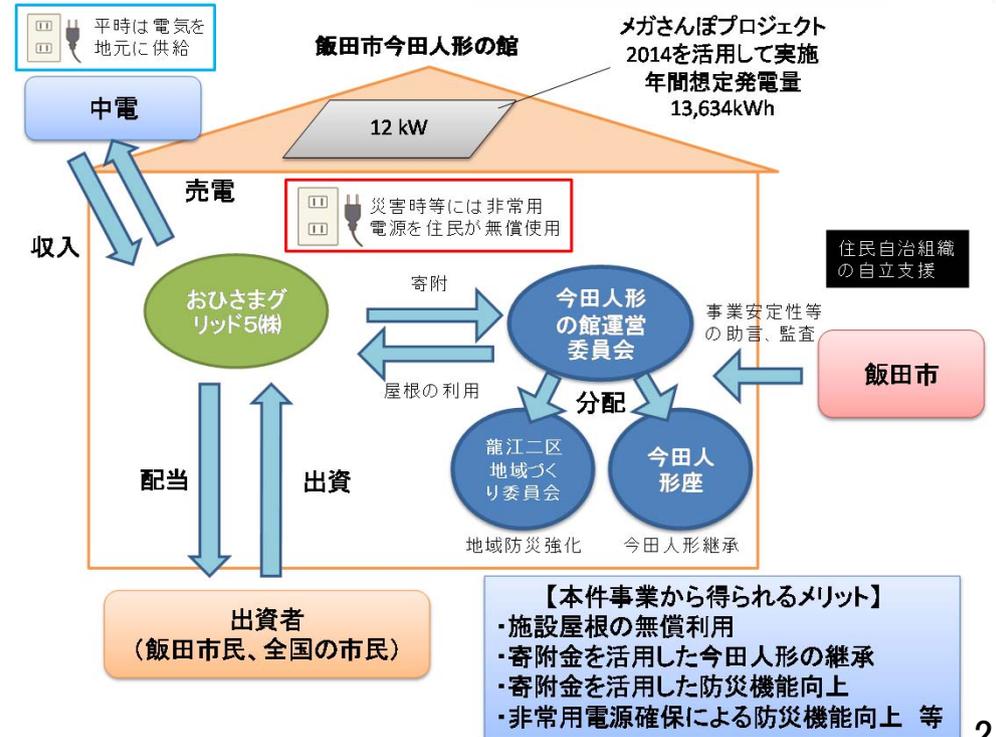
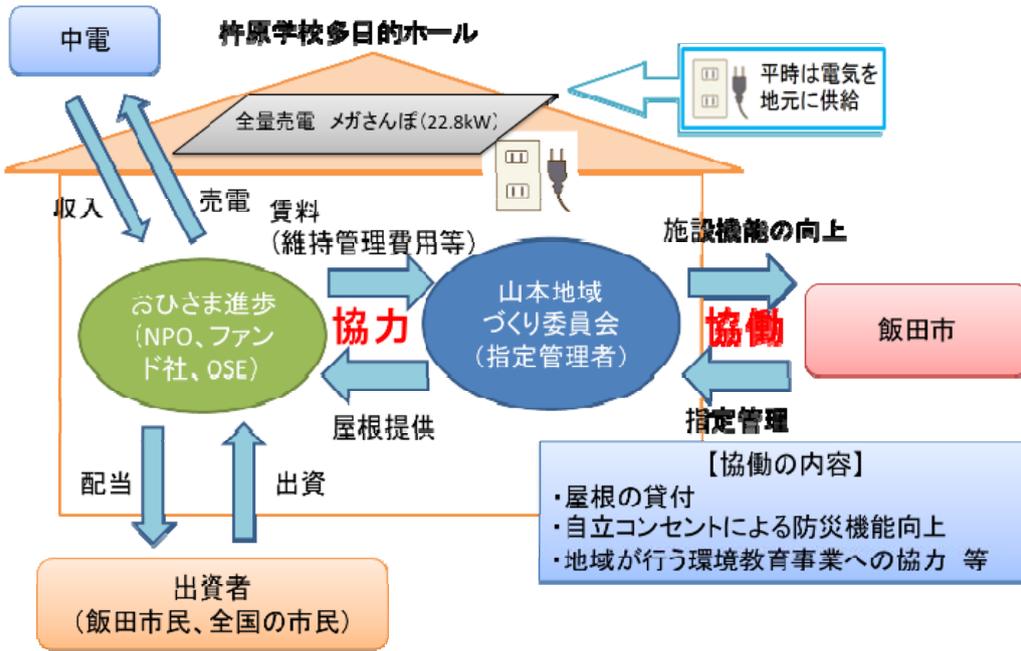
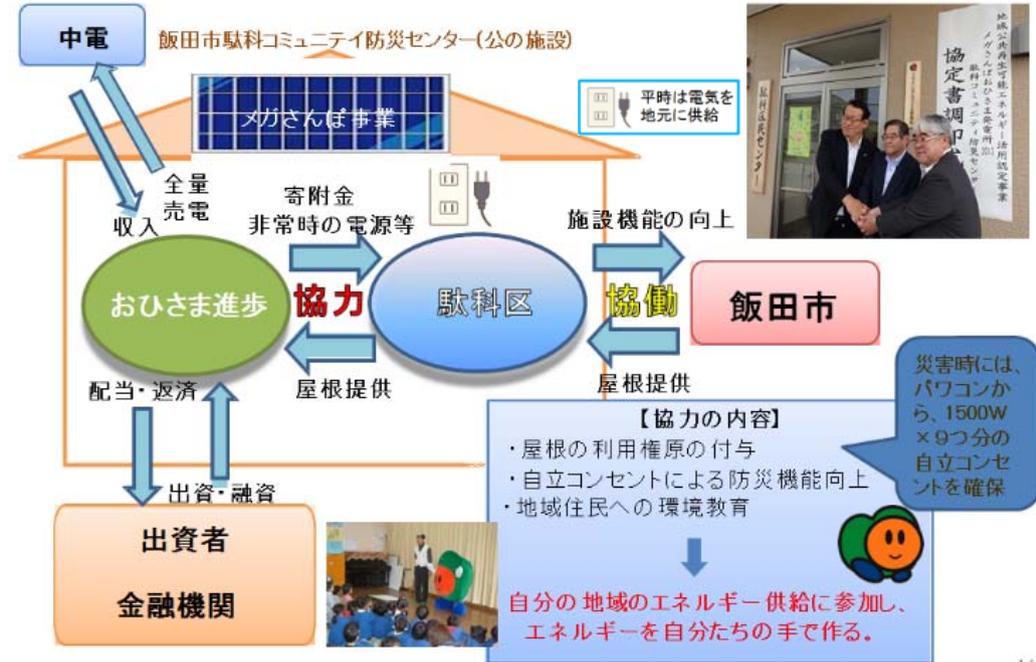
- 1 諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科 教授）【審査会長】
- 2 竹ヶ原 啓介（株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR部長）【審査会長代行】
- 3 中島 大（学識経験者）
- 4 水上 貴央（NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会 代表理事・弁護士）
- 5 長谷川 隆三（株式会社フロントヤード 代表取締役）
- 6 上沼 俊彦（飯田信用金庫 常務理事）
- 7 吉江 宗雄（八十二銀行 執行役員 飯田支店長）
- 8 原 亮弘（おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役）
- 9 泉澤 昭平（中部電力株式会社 飯田営業所 配電建設課長）
- 10 田中 克己（飯田市 金融政策課長）

※10名の委員中、4名の委員が金融機関及び市の金融担当者

# 市の施設を活用し、住民団体と太陽光発電会社が協働して実施したケース

## 条例施行後、7件の事業を認定

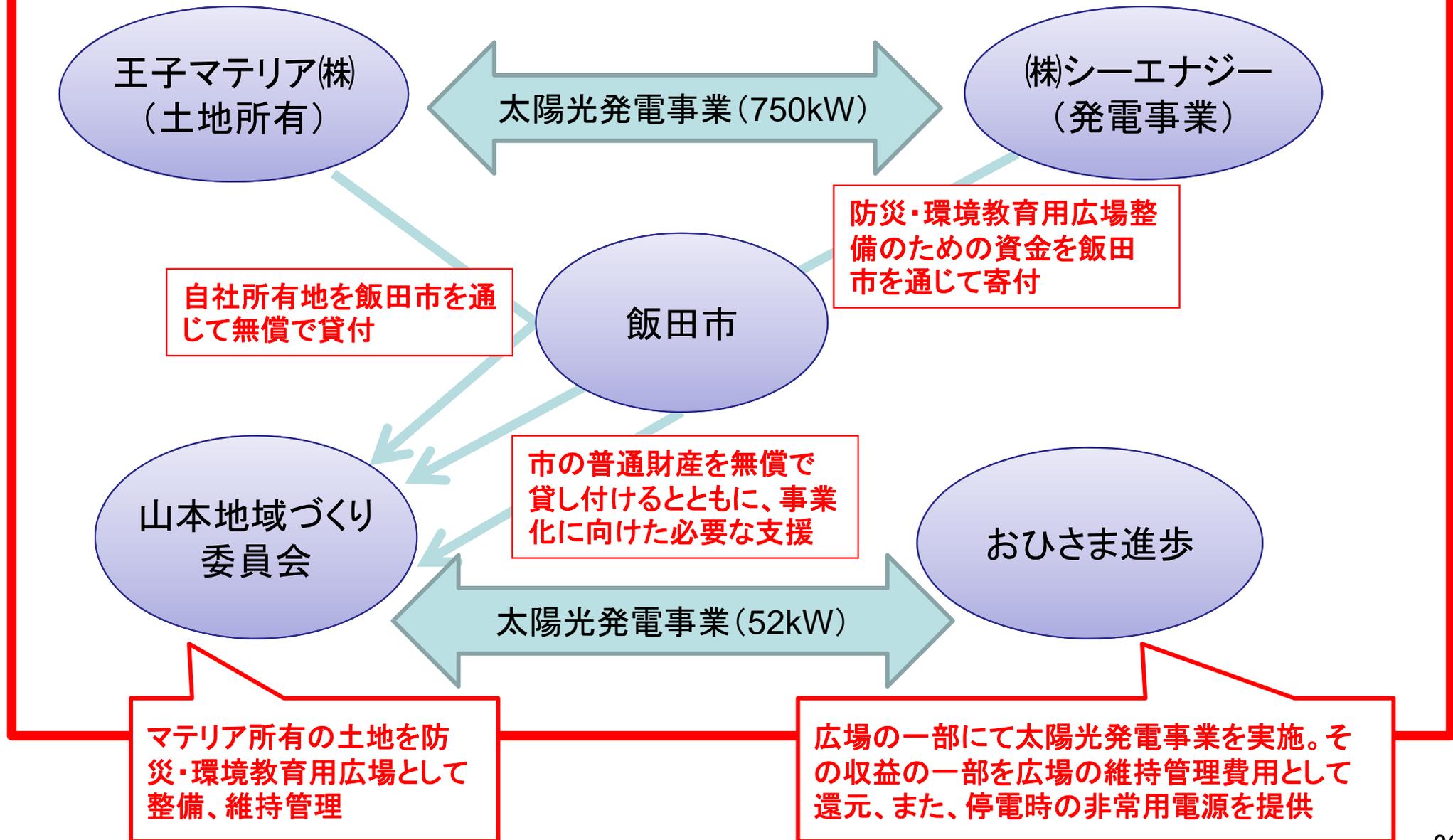
- ① 駄科コミュニティ消防センター
- ② 飯田山本おひさま広場
- ③ 杵原学校
- ④ 飯田市生涯学習センター
- ⑤ 久米会館・さくら保育園久米分園
- ⑥ 龍江四区コミュニティ消防センター
- ⑦ 飯田市今田人形の館



# 市有地を一部活用し、住民団体と複数の事業者が協働して実施したケース

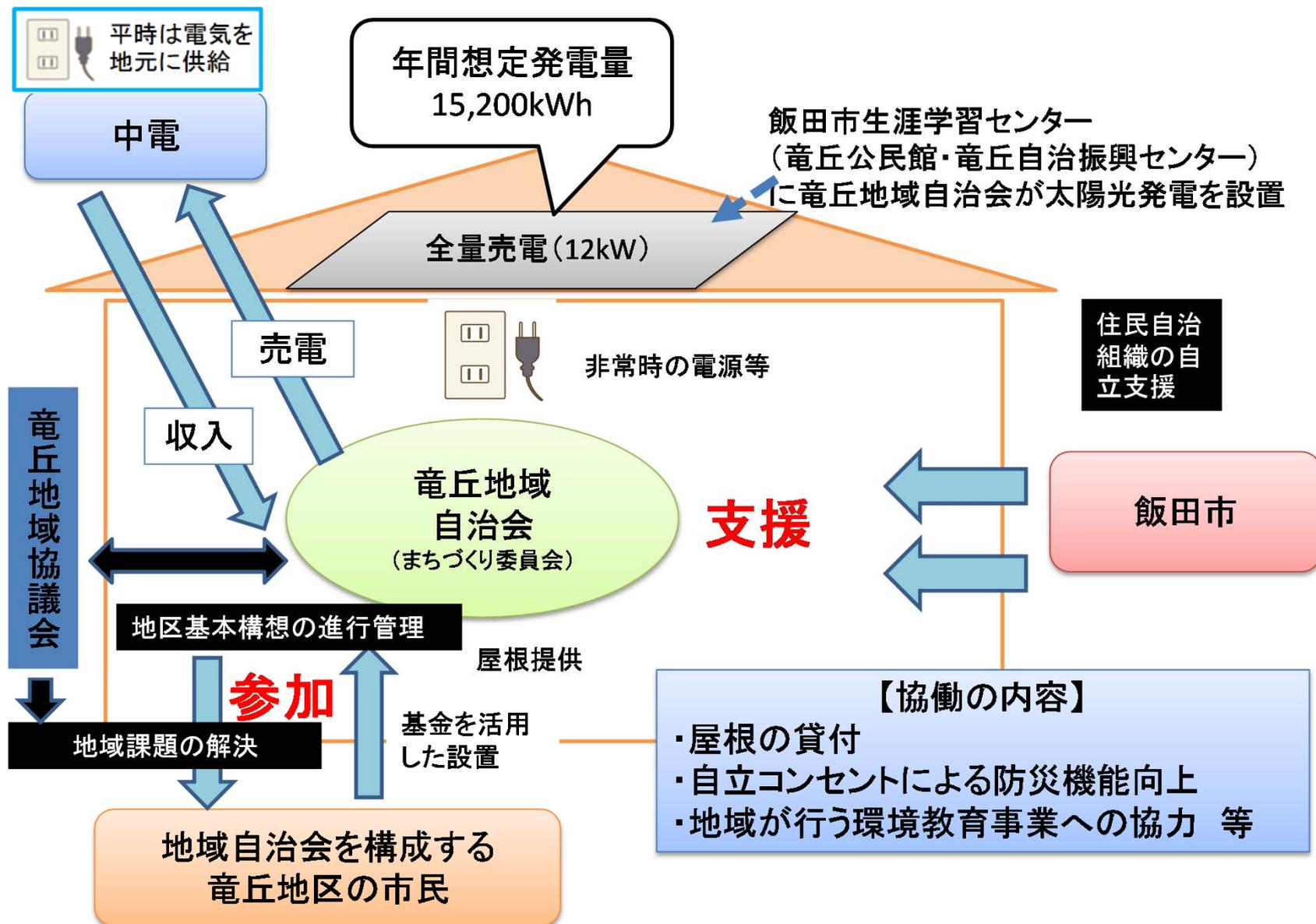
## 飯田山本おひさま広場

### 五者協働による地域公共再生可能エネルギー活用事業



# 市の施設を活用し、住民団体が自らの資金で事業を実施したケース

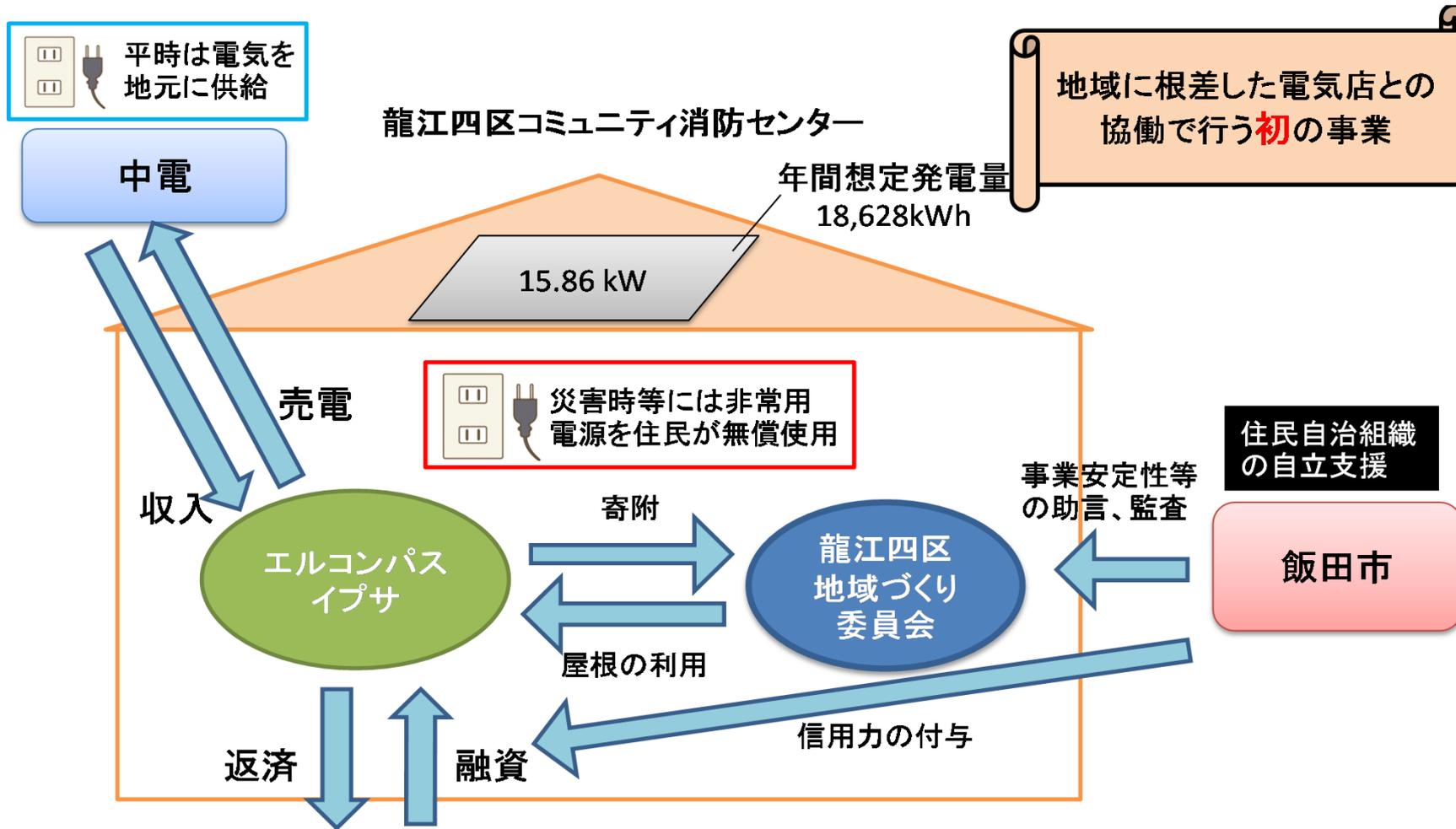
## 飯田市生涯学習センター(竜丘公民館)



地域ぐるみで電気利用組合を創設した過去の歴史に学び、現代に生かす固有の取り組み

# 市の施設を活用し、住民団体が地元企業と協働して実施したケース

## 龍江四区コミュニティ消防センター

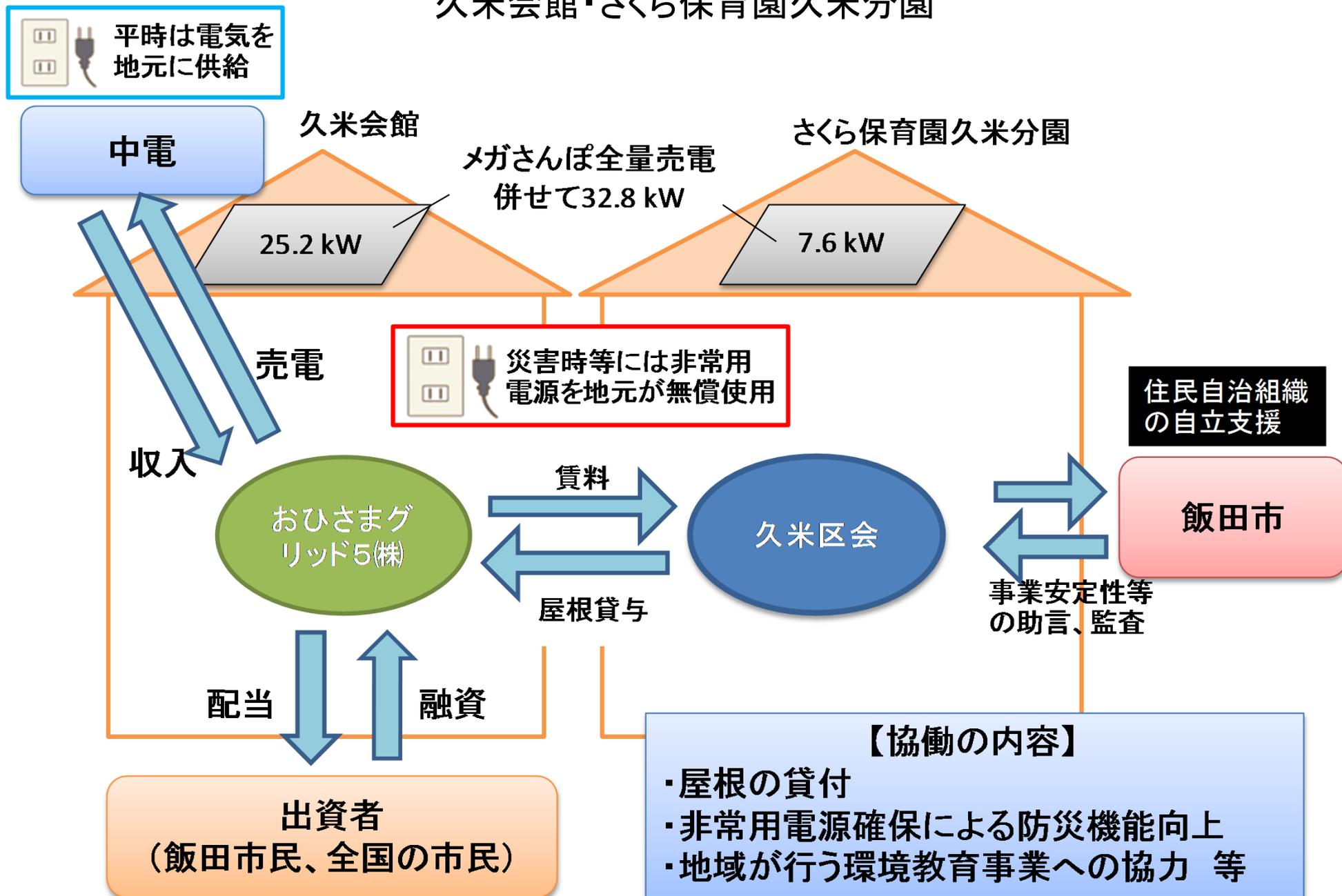


地元金融機関  
(市の制度資金を活用)

- 【本件事業から得られるメリット】
- ・施設屋根の無償利用
  - ・寄附金を活用した防災機能向上
  - ・寄附金を活用した地区事業の実施
  - ・非常用電源確保による防災機能向上 等

# 地域の施設を活用し、住民団体が太陽光発電会社と協働して実施したケース

## 久米会館・さくら保育園久米分園



ご清聴

ありがとうございました。